

雑第4号様式(4) (第142条) 入林届 (鳥獣の捕獲等のための入林届)

(宛先)

接 受 印

殿

(宛先、提出先については、別添の入林届提出先一覧表を御参照下さい。)

鳥獣の捕獲等を実施するため、下記期間に、_____が管轄する国有林野へ
入林します。

申請年月日	平成 年 月 日		
入林予定の場所 <small>できるだけ 詳細に記載 して下さい。</small>	国有林野名 林班等	捕獲対象鳥獣名 及び捕獲方法 () <input type="checkbox"/> 銃器 <input type="checkbox"/> 網 <input type="checkbox"/> わな	
入林の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
入林の目的	<input type="checkbox"/> 狩猟 <input type="checkbox"/> 個体数調整 <input type="checkbox"/> 有害鳥獣捕獲 <input type="checkbox"/> 指定管理鳥獣捕獲等事業 捕獲個体の放置の予定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 夜間銃猟の予定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ()		
所属団体名 又は氏名			

(やまおり線)
この点線で折り、接受印の押された面を上にして、車両の見やすい場所に掲示して下さい。

なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示して下さい。

申請者	氏名	印	TEL及びFAX番号	
	住所		メールアドレス	
	狩猟者登録番号			
緊急連絡先 (* 1)	氏名	住所	TEL及びFAX番号	メールアドレス

チェックして下さい。



- 1 安全のための遵守事項を読み理解しました。
- 2 立入禁止区域図を入手し、理解しました。
- 3 森林管理署等職員の現地での指導を遵守します。
- 4 事故を起こした場合は、一切の責めを負います。
- 5 上記を団体の構成員に伝達しました。 (団体届出のみ記載)

注意事項

1 鳥獣の捕獲等を実施するために入林する場合は、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図をよく確認し、十分理解していただいた上で、入林の際に携行していただく必要があります。

2 安全のための遵守事項及び立入禁止区域図は、入林届提出先の森林管理署等で配布しております。また、管轄する東北森林管理局のホームページでも公開しておりますので、こちらから入手いただくことも可能です。

東北森林管理局 URL <http://www.ryna.maff.go.jp/tohoku/>

なお、直接の配布を希望される場合、立入禁止区域図は当該官署が管轄する部分のみとなりますのでご注意下さい。

立入禁止区域図は、年度始め（5月頃）及び猟期前（10月頃）に更新します。

また、事業の変更に伴い立入禁止区域を変更する場合もありますので、入林する際は、お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうか御確認下さい。

3 団体で届け出る場合は、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図を、構成員に必ず伝達した上で申請して下さい。

また、別紙1の構成員名簿を提出して下さい。

4 実際に入林する日が決まった場合には、入林する3業務日以前の勤務時間内に目にちと場所を、管轄する森林管理(支)署に電話、FAX、電子メールのいずれかの方法により連絡していただく必要があります。

(岩手北部森林管理署 TEL0195-72-2221 FAX0195-72-2300

メールアドレス t_iwatehokubu@maff.go.jp)

5 入林される際は、安全のため入林届を掲示いただきますが、個人情報を守るため、この用紙を点線で折り、接受印の押された面を上にして、車両の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示して下さい。

6 銃器を使用される方は、他の入林者への注意喚起として、別紙2の注意喚起看板を車体の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、車両ごとに掲示して下さい。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を目的として入林しようとする場合は、夜間銃猟作業計画を合わせて提出してください。なお、入林届を提出する際に都道府県知事の確認が得られていない場合は、確認が得られ次第提出してください。

以上のことを行なった後、入林届のチェックボックスにチェックをして、この入林届を別添の入林届提出先に3業務日以前の勤務時間内に提出して下さい。（＊2）

なお、直接持ち込みいただいた際に、勤務時間外又は留守の場合は、森林管理署等の郵便受に投函して下さい。また、郵送の場合は3業務日以前の勤務時間内に必着するよう提出して下さい。

* 1 団体が申請する場合は、平日の日中に連絡が可能な構成員2名を記載して下さい。

* 2 「3業務日以前」とは、例えば、日曜日に入林しようとする場合、前の週の水曜日の勤務時間内までを指します。

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
③	②	①	—	入林予定日

提出期限 →

(別紙 1)

鳥獣の捕獲等のための入林届の注意事項3に基づき、構成員名簿を提出します。

所属団体名：

(続き)

野生鳥獣の
捕獲等実施中
入林時注意